



2026年5月1日

各 位

会社名 システム・ロケーション株式会社
代表者名 代表取締役社長 千村 岳彦
(コード番号 2480 東証スタンダード・名証メイン)
問合せ先 取締役 管理部門管掌 後藤 清文
TEL 03-6452-2864 (代表)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年5月1日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行することを決定し、2026年6月24日開催予定の当社第58期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

議決権を有する監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）を置くことにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るためであります。

(2) 移行の時期

2026年6月24日開催予定の当社第58期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款一部変更

(1) 提案の理由

- ① 当社は、取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 継続的に取締役として有用な人材の招聘を行うことを目的として、業務執行取締役以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第30条第2項の一部を変更するものであります。なお、現行定款第30条第2項の変更につきましては各監査役の同意を得ております。
- ③ 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により実施することができるよう、規定を新設するものであります。

④ その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うとともに、一部文言の修正を行うものであります。

(2) 変更の内容別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 2026年6月24日

定款変更の効力発生予定日 2026年6月24日

以上

【別紙】定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 取締役会(2) <u>監査役</u>(3) <u>監査役会</u>(4) <u>会計監査人</u> <p>第5条～第19条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 取締役会(2) <u>監査等委員会</u>(削除)(3) <u>会計監査人</u> <p>第5条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、10名以内とし、<u>監査等委員である取締役は3名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第21条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第21条 <u>当</u>会社の取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>法令または本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第23条 (条文省略)</p>	<p>(任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3. 増員または補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、<u>取締役会において決議すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="213 257 475 291">第26条 (条文省略)</p> <p data-bbox="244 394 352 427">(議事録)</p> <p data-bbox="226 439 794 734">第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p data-bbox="226 792 520 826">第28条 (条文省略)</p> <p data-bbox="244 882 352 916">(報酬等)</p> <p data-bbox="226 927 794 1088">第29条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p data-bbox="809 257 1102 291">第27条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="823 394 932 427">(議事録)</p> <p data-bbox="809 439 1375 685">第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p data-bbox="809 792 1131 826">第29条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="823 882 932 916">(報酬等)</p> <p data-bbox="809 927 1375 1173">第30条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第30条</u> (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p><u>第31条</u> 当社の監査役は、3名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第32条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第31条</u> (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。)</u>との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の7日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第38条</u> 当社は、<u>監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第32条</u> 監査等委員会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>40</u>条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第<u>41</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第<u>42</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第<u>33</u>条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第<u>34</u>条～第<u>35</u>条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第<u>36</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第<u>37</u>条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第<u>38</u>条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="225 264 630 293">第43条～第45条（条文省略）</p> <p data-bbox="464 479 544 508">（新設）</p>	<p data-bbox="794 264 1225 293">第39条～第41条（現行どおり）</p> <p data-bbox="810 416 868 448">附則</p> <p data-bbox="826 461 1305 492"><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p data-bbox="810 506 1369 716">第1条 <u>当社は、第58期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>